

地域密着型サービス事業所

「あっとホームきりん荘」の指定更新について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。（介護保険法第78条の2第6項、介護保険法第115条の12第4項）

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しておりますグループホーム「あっとホームきりん荘」が、令和5年3月1日に指定有効期間満了となるため、運営法人である株式会社ウェルビーより令和4年12月2日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴う「地域密着型サービス運営委員会」の指定更新の協議となりますので、よろしくお願いいたします。

- | | | |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 事業所名 | あっとホームきりん荘 |
| 2 | 事業所の所在地 | 茨城県守谷市立沢 950 番地の 1 |
| 3 | サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 4 | 指定の更新日 | 令和 5 年 3 月 2 日 |
| 5 | 指定の有効期限 | 令和 1 1 年 3 月 1 日 |

・現行と同じ認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所として申請がありました。申請のあった「あっとホームきりん荘」は、1ユニットで利用定員が9名です。書類審査及び現地確認（令和5年1月6日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。

【 資 料 】 当日回収させていただきますので、必ずご持参いただけますようお願いいたします。

- ・指定地域密着型サービス事業所 指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定更新申請書及び付表4
- ・事業所の自己評価及び外部評価結果（独立行政法人福祉医療機構 WAMNETより）
- ・位置図

指定更新の承認についてご意見がございましたら、お願いいたします。